

「原動機付自転車」の諸々

JJ1SXA/池

「原付」だの「原チャリ」などと言っている乗り物の正式名称は「原動機付自転車」だ、「…自転車」となっているが、立派な自動車の仲間、総排気量が50cc以下の二輪車だ、2人乗りは不可、高速道路走行も不可となっているが、運転免許が必要で16歳から取得できる、当然ヘルメット着用は義務だ。

二輪自動車関係の運転免許の種類は、「原付免許」を含めて7種類もあるのだ、その他に、免許が必要無い「特定小型原動機付自転車」というのもあり、更に「特例特定小型原動機付自転車」なる名称のものもある、免許の種類を列挙すると、以下のようになる。

原付免許

総排気量が50cc以下の二輪車。2人乗りは不可、高速道路走行は不可

小型限定普通二輪免許

排気量が50ccを超え125cc以下の二輪車、免許取得から1年以上が経過すると一般道で2人乗り可能、高速道路走行は不可

AT小型限定普通二輪免許

総排気量が50ccを超え125cc以下の二輪車、免許取得から1年以上が経過すると一般道で2人乗り可能、高速道路走行は不可

普通二輪免許

排気量が125ccを超え400cc以下の二輪車、免許取得から1年以上が経過すると一般道で2人乗り可能、高速道路走行は可能

AT限定普通二輪免許

総排気量が125ccを超え400cc以下の二輪車、免許取得から1年以上が経過すると一般道で2人乗り可能、高速道路走行は可能

大型二輪免許

総排気量が400ccを超える二輪車、免許取得から1年以上が経過すると一般道で2人乗り可能、高速道路走行は可能

AT限定大型二輪免許

総排気量が400ccを超え650cc以下の二輪車限定大型二輪免許。免許取得から1年以上が経過すると一般道で2人乗り可、高速道路走行は可能
大型二輪免許と違い、AT限定大型二輪免許はクラッチ操作がないバイクのみ運転が可能

一寸ややこしいが、車両としての二輪車の区分は、「道路交通法」による区分と、「道路運送車両法」による区分があり、道路交通法による二輪車の区分は、50cc以下が「原動機付自転車」(原付)で、50cc超～400ccが「普通自動二輪車」(普通二輪)、そして400cc超が「大型自動二輪車」(大型二輪)に区分されています、()内は、運転免許証に記載されるもの。

道路運送車両法では、二輪車のうち排気量125cc以下のものを原動機付自転車として定めていて、このうち排気量50cc以下を「第一種原動機付自転車」、50ccを超え125cc以

下の二輪車を「第二種原動機付自転車」としています、

125ccを超え250cc以下の二輪車は「二輪の軽自動車(軽二輪)」、250ccを超えるものは「二輪の小型自動車(小型二輪)」として、自動車のカテゴリーに含めています。

ナンバープレートの色は、排気量50cc以下の原付一種のナンバープレートは白、排気量50cc超～90cc以下の原付二種のナンバープレートは黄色、排気量90cc超～125cc以下の原付二種のナンバープレートはピンクとなっています。

ここからは、「特定小型原動機付自転車(いわゆる電動キックボード等)」についてです、「特定小型原動機付自転車」は、16歳以上であれば、免許不要で乗れます、走行場所は、車道・自転車専用通行帯・条件付きで歩道となっています。(法改正で内容すっきり)

特定小型原動機付自転車とは、原動機付自転車のうち車体の大きさ及び構造が自転車道における他の車両の通行を妨げるおそれのないものであり、かつ、その運転に関し高い技能を要しないものである車として道路交通法施行規則で定める基準に該当するものをいいますとなっているが、この内、「車体の構造」として、次の定めがあります。

原動機として、定格出力が0.60キロワット以下の電動機を用いること。

20キロメートル毎時を超える速度を出すことができないこと。

走行中に最高速度の設定を変更することができないこと。

AT機構がとられていること。

最高速度表示灯が備えられていること。

「特例特定小型原動機付自転車とは、特定小型原動機付自転車のうち、次の1～5のいずれにも該当するものとなっています。

- 1, 道路等を通行する間、最高速度表示灯を点滅させている
- 2, 最高速度表示灯を点滅させている間は、車体の構造上、6キロメートル毎時を超える速度を出すことができないものであること
- 3, 側車を付けていないこと
- 4, ブレーキが走行中容易に操作できる位置にあること
- 5, 鋭い突出部のないこと

最高速度表示灯



特定小型原付は最高時速が20キロと6キロで走行できる場所が変わってきます、20キロモードか6キロモード、どちらのモードで運転しているかを表示するために「最高速度表示灯」というランプが必要となります。

20キロモードでは、最高速度表示灯点灯、6キロモードでは最高速度表示灯点滅、走行中は切り替え不可、切り替えは停止して行う。

6キロモードでは自転車走行可能な歩道を限定的に走行できるようになります。



普通自転車歩道通行可を示す標識

いままでの原付バイクでは自転車専用通行帯は走行することができませんでしたが、以下の標識がある場所では特定小型原動機付自転車は走行が認められています。



特定小型原動機付付自転車
・自転車専用標識



特定小型原動機付自転車
・自転車一方通行標識



普通自転車専用通行帯標識

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴い、電動キックボード等に対応する新たな車両区分として「特定小型原動機付自転車」が定義されることとなることを踏まえ、保安基準を整備するとともに、保安基準適合性等を確認する制度が創設され、保安基準適合性等が確認された特定小型原動機付自転車には、メーカー・確認機関の名称等を含む特別なシール「性能等確認済シール」を目立つ位置に貼付しています。



市町村(特別区を含む)の条例等の定めるところにより、標識(ナンバープレート)を取得し、車体の見やすいところに取り付けなければなりません。(2023年9月記)